

スタッフラインズ株式会社（以下「甲」という）とスタッフラインズ労働者の過半数を代表とする者と、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次の通り協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- （1） 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- （2） 甲は、対象従業員について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、退職金とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- （1） 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」（以下「通達」という。）に定める「賃金構造基本統計調査」と「職業安定業務統計」を用いて、より実態に近い職種を選択している。「賃金構造基本統計調査」を基本とするが、業務の実態を踏まえ最も適合する職種が「職業安定業務統計」にあれば、そちらを採用する。
該当職種については、別表参照とする。
- （2） 地域調整については、就業地が宮崎県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「宮崎県」により調整。【別表 1-2】
- （3） 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額を別表 1-2 に定める額に 5% を乗じた額（1 円未満の端数切り上げ）とする。【別表 1-3】
- （4） 通勤手当については、第 6 条のとおりとする。
- （5） 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給とは分離し、法律の定めに従って支給する。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- （1） 別表 1-2 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （2） 別表 2 の各等級の職務と別表 1-2 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
A ランク：10 年
B ランク： 5 年
C ランク： 0 年

2 対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給の 1～2% の範囲で昇給を行うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は1日150円（6km以上は1日200円）とし勤務日数に乗じた額を支給する。（上限なし）

なお、自宅から就業場所までの距離が3km未満・送迎付きの従業員は対象外とする。

公共交通機関利用者（事前申請者）については、定期代支給とする。

（賃金の決定に当たっての評価）

第7条 賃金の決定は年1回行う勤務評価を基に、職務の内容・成果・意欲・能力または経験などを公正に評価して行う。

（賃金以外の待遇）

第8条 教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

（教育訓練）

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「スタッフラインズ株式会社教育訓練実施計画」にしたがって実施する。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項については別途、労使で誠実に協議する。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期間は、2024年4月1日～2025年3月31日までの間とする。

※局長通達とは毎年示される最新の数値とする。

2024年3月11日

スタッフラインズ株式会社 代表取締役

岩佐信義



過半数労働者代表

大和直子



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

通達に定める賃金構造基本統計調査(時給)		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
		0年	5年	10年
(1321)	販売店員	1,135	1,531	1,668
(1371)	看護助手	1,009	1,361	1,483
(1385)	クリーニング職・洗張職	900	1,214	1,323
(1391)	飲食物調理従事者	988	1,333	1,452
(1403)	飲食物給仕従事者	1,031	1,391	1,516
(1406)	娯楽場等接客員	1,047	1,412	1,539
(1503)	食料品・飲料・たばこ製造従事者	1,097	1,480	1,613
(1505)	紡織・衣服・繊維製品製造従事者	966	1,303	1,420
(1506)	木・紙製品製造従事者	1,030	1,389	1,514
(1508)	ゴム・プラスチック製品製造従事者	1,072	1,446	1,576
(1512)	電気機械器具組立従事者	948	1,279	1,394
(1553)	自動車整備・修理従事者	1,130	1,524	1,661
(1581)	機械検査従事者	1,026	1,384	1,508
(1615)	営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）	1,112	1,500	1,635
(1649)	その他の定置・建設機械運転従事者	1,171	1,580	1,721
(1703)	その他の運搬従事者	1,135	1,531	1,668
(1711)	ビル・建物清掃員	939	1,267	1,380
通達に定める職業安定業務統計（時給）				
【25】	一般事務員	1,075	1,450	1,580
【31】	事務用機器操作の職業	1,114	1,503	1,638
【34】	営業の職業	1,278	1,724	1,879
【36】	介護サービスの職業	1,136	1,532	1,670
【46】	農業の職業	1,119	1,510	1,645
【54】	製品製造・加工処理	1,067	1,439	1,568
【62】	製品検査（金属除く）	1,057	1,426	1,554
【68】	その他の輸送の職業	1,156	1,559	1,699
【76】	清掃の職業	1,121	1,512	1,648
【77】	包装の職業	1,027	1,385	1,510
【78】	その他の運搬等の職業	1,121	1,512	1,648
均等均衡（吉田海運ロジソリューションズ株式会社）				
(1649)	その他の定置・建設機械運転従事者	1,200		
【78】	その他の運搬等の職業	950		

別表1-2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

地域調整（宮崎県 85.7%）を乗じた値

通達に定める賃金構造基本統計調査(時給)		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
		0年	5年	10年
(1321)	販売店員	973	1,313	1,430
(1371)	看護助手	897	1,211	1,319
(1385)	クリーニング職・洗張職	897	1,211	1,319
(1391)	飲食物調理従事者	897	1,211	1,319
(1403)	飲食物給仕従事者	897	1,211	1,319
(1406)	娯楽場等接客員	898	1,211	1,319
(1503)	食料品・飲料・たばこ製造従事者	941	1,269	1,383
(1505)	紡織・衣服・繊維製品製造従事者	897	1,211	1,319
(1506)	木・紙製品製造従事者	897	1,211	1,319
(1508)	ゴム・プラスチック製品製造従事者	919	1,240	1,351
(1512)	電気機械器具組立従事者	897	1,211	1,319
(1553)	自動車整備・修理従事者	969	1,307	1,424
(1581)	機械検査従事者	897	1,211	1,319
(1615)	営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）	953	1,286	1,402
(1649)	その他の定置・建設機械運転従事者	1,004	1,355	1,475
(1703)	その他の運搬従事者	973	1,313	1,430
(1711)	ビル・建物清掃員	897	1,211	1,319
通達に定める職業安定業務統計（時給）				
【25】	一般事務員	922	1,243	1,355
【31】	事務用機器操作の職業	955	1,289	1,404
【34】	営業の職業	1,096	1,478	1,611
【36】	介護サービスの職業	974	1,313	1,432
【46】	農業の職業	959	1,295	1,410
【54】	製品製造・加工処理	915	1,234	1,344
【62】	製品検査（金属除く）	906	1,223	1,332
【68】	その他の輸送の職業	991	1,337	1,457
【76】	清掃の職業	961	1,296	1,413
【77】	包装の職業	897	1,211	1,319
【78】	その他の運搬等の職業	961	1,296	1,413

別表1-3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

退職給付の等の費用の割合（5%）

通達に定める賃金構造基本統計調査(時給)		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
		0年	5年	10年
(1321)	販売店員	1,022	1,379	1,502
(1371)	看護助手	942	1,272	1,385
(1385)	クリーニング職・洗張職	942	1,272	1,385
(1391)	飲食物調理従事者	942	1,272	1,385
(1403)	飲食物給仕従事者	942	1,272	1,385
(1406)	娯楽場等接客員	943	1,272	1,385
(1503)	食料品・飲料・たばこ製造従事者	989	1,333	1,453
(1505)	紡織・衣服・繊維製品製造従事者	942	1,272	1,385
(1506)	木・紙製品製造従事者	942	1,272	1,385
(1508)	ゴム・プラスチック製品製造従事者	965	1,302	1,419
(1512)	電気機械器具組立従事者	942	1,272	1,385
(1553)	自動車整備・修理従事者	1,018	1,373	1,496
(1581)	機械検査従事者	942	1,272	1,385
(1615)	営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）	1,001	1,351	1,473
(1649)	その他の定置・建設機械運転従事者	1,055	1,423	1,549
(1703)	その他の運搬従事者	1,022	1,379	1,502
(1711)	ビル・建物清掃員	942	1,272	1,385
通達に定める職業安定業務統計（時給）				
【25】	一般事務員	969	1,306	1,423
【31】	事務用機器操作の職業	1,003	1,354	1,475
【34】	営業の職業	1,151	1,552	1,692
【36】	介護サービスの職業	1,023	1,379	1,504
【46】	農業の職業	1,007	1,360	1,481
【54】	製品製造・加工処理	961	1,296	1,412
【62】	製品検査（金属除く）	952	1,285	1,399
【68】	その他の輸送の職業	1,041	1,404	1,530
【76】	清掃の職業	1,010	1,361	1,484
【77】	包装の職業	942	1,272	1,385
【78】	その他の運搬等の職業	1,010	1,361	1,484

別表2 対象従業員の基本給の額

業種	等級	職務の内容	基本給額		対応する一般の 労働者の 平均的な賃金率	対応する一般の 労働者の能力・ 経験値
販売店員	A	目標設定・管理	1,502	≧	1,502	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,379		1,379	5年
	C	接客・販売・レジ	1,022		1,022	0年
看護助手	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	看護助手	942		942	0年
クリーニング職・洗張職	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	一般作業員	942		942	0年
飲食物調理従事者	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	一般調理	942		942	0年
飲食物給仕従事者	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	客室・接客員	942		942	0年
娯楽場等接客員	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	接客員	943		943	0年
食料品・飲料・ たばこ製造従事者	A	該当なし	1,453	≧	1,453	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,333		1,333	5年
	C	製造従事員	989		989	0年
紡織・衣服・繊維製品製造従事者	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	一般調理	942		942	0年
木・紙製品製造従事者	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	製造従事員	942		942	0年
ゴム・プラスチック 製品製造従事者	A	目標設定・管理	1,419	≧	1,419	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,302		1,302	5年
	C	製造従事員	965		965	0年
電気機械器具組立従事者	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	機械の組み立て	942		942	0年
自動車整備・ 修理従事者	A	目標設定・管理	1,496	≧	1,496	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,373		1,373	5年
	C	自動車の分解・修理・整備	1,018		1,018	0年
機械検査従事者	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	検査・品質管理	942		942	0年
営業用貨物自動車運転者 (大型車を除く)	A	目標設定・管理	1,473	≧	1,473	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,351		1,351	5年
	C	運転者作業員	1,001		1,001	0年
その他の定置・ 建設機械運転従事者	A	目標設定・管理	1,549	≧	1,549	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,423		1,423	5年
	C	運搬・仕分け作業員	1,055		1,055	0年
その他の運搬従事者	A	目標設定・管理	1,502	≧	1,502	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,379		1,379	5年
	C	運搬・仕分け作業員	1,022		1,022	0年
ビル・建物清掃員	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	清掃作業員	942		942	0年
一般事務員	A	目標設定・管理	1,423	≧	1,423	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,306		1,306	5年
	C	一般事務作業員	969		969	0年
事務用機器操作の職業	A	目標設定・管理	1,475	≧	1,475	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,354		1,354	5年
	C	コンピューター操作員・データ入力	1,003		1,003	0年
営業の職業	A	目標設定・管理	1,692	≧	1,692	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,552		1,552	5年
	C	コンピューター操作員・データ入力	1,151		1,151	0年
介護サービスの職業	A	目標設定・管理	1,504	≧	1,504	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,379		1,379	5年
	C	介護作業員	1,023		1,023	0年
農業の職業	A	目標設定・管理	1,481	≧	1,481	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,360		1,360	5年
	C	一般作業員	1,007		1,007	0年
製品製造・加工処理	A	目標設定・管理	1,412	≧	1,412	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,296		1,296	5年
	C	製造・加工作業員	961		961	0年
製品検査（金属除く）	A	目標設定・管理	1,399	≧	1,399	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,285		1,285	5年
	C	検査・品質管理	952		952	0年
その他の輸送の職業	A	目標設定・管理	1,530	≧	1,530	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,404		1,404	5年
	C	運送作業	1,041		1,041	0年
清掃の職業	A	目標設定・管理	1,484	≧	1,484	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,361		1,361	5年
	C	清掃作業員	1,010		1,010	0年
包装の職業	A	目標設定・管理	1,385	≧	1,385	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,272		1,272	5年
	C	梱包作業	942		942	0年
その他の運搬等の職業	A	目標設定・管理	1,484	≧	1,484	10年
	B	育成係・現場リーダー	1,361		1,361	5年
	C	運搬・仕分け作業員	1,010		1,010	0年